

### 3. 平成20年度財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業計画書

#### 第 16 期

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

#### 事業活動方針

当公社は、市民の文化・スポーツ活動の普及振興を図り、船橋市から指定を受けた文化・スポーツ施設を管理運営し、また文化・スポーツ事業を行うことにより、心豊かで健康な明るい市民生活の形成に寄与いたします。

平成18年度から、船橋市から指定を受けて船橋市民ギャラリー、船橋市茶華道センター、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの施設を管理運営しております。平成20年度は指定管理者3年目を迎えるにあたり、公共の文化・スポーツ施設への幅広い市民のニーズに応え、より一層の「市民サービスの向上」と「経費の節減」の両立を図ります。

#### 事業内容

##### I. 文化事業及び船橋市から指定を受けた文化施設の管理運営事業

###### 1. 船橋市民ギャラリー

###### (1) 施設運営事業

船橋市民ギャラリー条例及び船橋市民ギャラリー条例施行規則の規定に基づき、絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術振興のための施設及び設備の提供を行います。

###### (2) 自主事業

###### ① イベント事業 (仮称)ふなばし現代美術展「アラカルト」

芸術家を志望している学生を中心とするグループが、日頃から磨き上げている美術作品を多くの市民や美術関係者に鑑賞していただくために、展覧会を開催します。

###### ② 教室事業 講座「美術スライドレクチャー」

歴史的な建築物や人物など、西洋の美術史をスライド映写機で解説する講座を開催します。

###### (3) その他

###### ① ハッピーマンデー(休日月曜)の開館

休日月曜日(ハッピーマンデー)を開館対象日として利用促進を図ります。

###### ② 千人の音楽祭への協力

船橋市及び船橋市教育委員会が主催する「千人の音楽祭」に協賛し、協力します。

###### 2. 船橋市茶華道センター

###### (1) 施設運営事業

船橋市茶華道センター条例及び船橋市茶華道センター条例施行規則の規定に基づき、茶道、華道その他の伝統文化の振興のための施設及び設備の提供を行います。

###### (2) 自主事業

###### ① イベント事業

ア. スクエア寄席(年2回)

日本の伝統芸能を気軽に楽しんで頂くため、若手の落語家による寄席を開催します。

イ. 和菓子DEアート(年1回)

親子を対象として、和菓子作りと茶道を併せて体験し、茶道の世界に触れる機会を提供します。

ウ. 茶室開放日(月1回)

茶道や茶室の雰囲気を感じとって頂くため、茶室を無料で見学できるよう開放します。また、茶席体験などを行います。

② 教室事業

ア. 茶道の世界

初心者から経験者までを対象として、各流派の立ち居振る舞いや茶の点て方などより実践的な作法の習得を目指していきます。

表千家、裏千家 各2コース(1コースにつき、10回を1期として2期開催予定)

イ. 華道の世界

初心者から経験者までを対象として、四季折々の花材を使いながら華道の基礎から応用までの技術の習得を目指していきます。

古流、池坊、小原流 各1コース(1コースにつき、10回を1期として2期開催予定)

## II スポーツ事業及び船橋市から指定を受けたスポーツ施設の管理運営事業

1. 船橋市総合体育館(船橋アリーナ)

(1) 施設運営事業

船橋市総合体育館条例及び船橋市総合体育館条例施行規則の規定に基づき、スポーツ及び文化の活動のための施設及び設備の提供を行います。また、施設利用者の便宜を勘案し、公社の採算性を踏まえて、利用料金を条例の範囲内で見直し・検討を加え、利用しやすい料金体系をセットして利用促進を図ります。

(2) 自主事業

① イベント事業

ア. バスケットボールWリーグの開催(2試合予定)

日本の女子実業団のトップクラスのバスケットチームで行うWリーグを、過去最多の優勝実績を持つJOMOサンフラワーズのホームタウンゲームとして開催いたします。

イ. 体育の日スポーツフェスティバルの開催

体育の日に、市民の方々や利用者への日頃のご愛顧に感謝し、個人利用の施設の利用料金を無料、また、スポーツ振興とPRを兼ねてエアロビクス体験レッスンなど無料で参加できるレッスンを開催するなど、船橋アリーナを開放します。

② 教室事業

ア. 親と子、0歳児・幼児から小学生・中学生を対象とした子育て支援&スポーツ健康教室事業

- マタニティービクス(妊娠5ヶ月以上の方、月2回)
- ママボディーメイク(産後体型改善、産後1ヶ月検診が終了した産後6ヶ月までの方、月2回)
- ベビーマッサージ(産後1ヶ月健診が終了した産後6ヶ月までの乳児と母親(保護者)、月2回)
- 親子すくすく体操(母親と0歳6ヶ月～1歳6ヶ月までの幼児と母親(保護者)、月2回)
- 親子のびのび体操(母親と1歳6ヶ月～3歳までの幼児と母親(保護者)、月4回)
- 親子ふれあいスイミングスクール(新規)(親と1歳6ヵ月からの幼児と母親(保護者)、月4回)
- こどもスポーツ教室(新規・4歳から8歳まで、月4回)
  - \* 調整力(運動神経)が最も発達する時期に、バランスある運動能力を養います。
- チアリーディングスクール(4歳から未就学児クラス・月4回、小学生クラス・月4回)
- こどもバレエ教室(4歳から未就学児クラス・月4回、小学生クラス・月4回)
  - \* チアリーディングスクール、こどもバレエ教室の参加者には発表の場を提供。
- キッズテニス(ショートテニス)教室(新規・小学校低学年まで・月4回)
- 子どもアーチェリー教室(小学生対象)NPO法人ほのぼのスポーツクラブとの共催
- 女子サッカースクール(小学校4年生から中学生まで)NPO法人カンテラとの共催

- その他子どもスイミングスクール(幼児4コース、児童8コース)
- イ. 成人向けスポーツ健康教室
  - 短期集中ダイエットスクール(18回を1期として5期開催)
  - フラダンススクール(新規・シニア向け、全10回)
  - 卓球技術講習会(6回を1期として、2期開催)
  - その他教室 スイミング成人13コース・エアロビクス23コース、その他エアロビクスフリーレッスン・アクアビクスレッスンを開催
- (3) 施設維持管理
  - 船橋市教育委員会で示された船橋市総合体育館の維持管理業務基準に従い、施設の維持管理業務を実施いたします。
- (4) その他
  - ① 運営協議会の設置
    - 利用者・近隣市民で構成する運営協議会を設置し、定期的に意見をいただき、施設運営の改善に反映させ、施設への理解を深めていただきます。
  - ② 広報事業
    - 公社が管理運営を代行する施設の利用方法や文化・スポーツの自主事業等を広く市民に広報し利用促進を図るため、広報事業を展開します。
  - ③ 情報提供事業
    - インターネット閲覧コーナーにより、利用者及び来館者に文化・スポーツ事業の情報を提供します。
  - ④ 売店事業
    - ア. 軽食、飲料水自動販売機設置
      - 軽食、飲料水自動販売機を随所に設置し、利用者の利便を図ります。
    - イ. 売店の運営
      - 体育館休憩所「オアシス」の一部を、船橋市の福祉団体と売店業務契約を結び、利用者へ利便を図るとともに、障がい者の就労や活動の機会を提供します。
  - ⑤ 体育館の有効利用
    - 船橋アリーナは、スポーツ以外の多目的な催し物にも広く需要があることから、地域活動に貢献できる催しにも提供できるよう検討します。
- 2. 船橋市武道センター
  - (1) 施設運営事業
    - 船橋市武道センター条例及び船橋市武道センター条例施行規則の規定に基づき、武道その他のスポーツの活動のための施設及び設備の提供を行います。
  - (2) 自主事業(教室事業)
    - ① 夏休み子ども武道教室
      - 夏休み期間中の小学生を対象に、剣道・柔道・相撲という伝統的な武道を気軽に体験することのできる教室を開催いたします。
    - ② ヨガ教室
      - パワーヨガ(10回を1期として4期開催)
      - 癒しのヨガ(10回を1期として4期開催)
  - (3) 施設管理
    - 船橋市教育委員会で示された船橋市武道センターの維持管理業務基準に従い、施設の維持管理業務を実施いたします。
  - (4) その他
    - ① 定期利用団体登録制度による利用促進
      - 定期的に利用しようとする団体の把握に努め、定期利用団体の利用日時を調整し、効果的な施設

の利用促進を図ります。

＊ 平成20年度55団体が登録し、施設を利用する予定。

② 定期利用登録団体との連携

定期利用団体に登録し、長年定期的に利用して頂いている各団体と連携して教室事業を企画・開催いたします。定期利用団体を核に広く市民に武道・スポーツに親しむ機会を広げます。

### Ⅲ. その他事業

1. 顧客満足度を高めるためのモニタリング

「意見箱」に加え、施設を利用されるお客様や自主事業開催の際には、アンケート調査を行い、その集計結果を基に利用者の要望などを具体的に検討し、対応します。

2. ホームページによる広報事業

公社が管理運営する施設及び文化・スポーツ事業をホームページにより広く周知するとともに、施設を利用して頂いているサークルの情報もホームページに掲載し、活動の場を探している市民に情報提供していきます。

3. 施設の充実

船橋市から指定を受けた文化・スポーツ施設において、その利用者や来館者が安全かつ快適に施設を活用されるために必要となる設備・修繕については、教育委員会の承認を得ながら、公社として協力していきます。

4. 公社職員の育成

指定管理者として、施設を効果的・効率的に管理運営するためには、専門的知識が求められるほか多角的な資質も必要となることから、資格の取得やスキルアップ等の研修をもって公社職員を育成します。

5. 公益法人制度改革への対応

船橋市における他の財団法人・社団法人と連絡を取り合い、船橋市財団等連絡協議会の設置を検討し、公益法人制度改革への今後の対応について意見交換を行います。